

2009年8月25日

第二東京弁護士会裁判員裁判実施推進センター委員長
弁護士 幣原 廣 様

NPO 法人朝日カウンセリング研究会
Email: j-ac0@gray.plala.or.jp
理事長 濱 田 華 子
裁判員制度プロジェクトチーム
チーフ 西 村 寛 子

**「裁判員体験者の『心のケア』に『アフターケア・グループ』導入の提言」
に対するご質問事項」への回答**

この度は、私たちの提言に対して関心をもたれ、本年6月29日付けのご質問をいただきまして、ありがとうございます。以下のとおり回答申し上げます。

1(1)の質問 専門の相談員による24時間体制の無料電話は全国レベルでの態勢を取るのか

電話での相談という受け皿の性格上、全国レベルで、どこからでも裁判員体験者は電話相談を受けることが可能になると思います。相談窓口設置についての最高裁の具体的な考えは聞いておりませんが、の電話相談だけではすまない場合に、の無料カウンセリングやの医療機関への紹介と治療という連携をあらかじめ用意する必要があります。その必要性を考慮に入れば、当初からは関連を持たせ、電話相談も地域性を活かした体制を取る可能性も大であると考えます。

無料カウンセリング

最高裁案では、無料カウンセリングを担当するのは、臨床心理士ではなく、精神保健福祉士です。臨床心理士は国家資格ではなく、(一般社団法人)臨床心理士資格認定協会が認定している資格です。資格試験の受験資格は、大学院修士課程修了の上、臨床経験(文部省認可一種大学院修了後1年、二種大学院修了後2年以上)を必要とします。この資格認定については、長年国会に法案として提出されていますが、日本医師会関係の反対に遭い、いまだに国家資格として認められるには至っていません。

精神保健福祉士は、国家資格で、大学学部卒で資格を取得でき、医師の指導の下にあります。

最高裁は、裁判員制度における心理的ケアには国家資格が必要と考えたと思われます。

医療機関による治療

でも対応が難しい場合、精神科医のいる医療機関を紹介すると聞いています。

(2) 質問—最高裁は裁判員体験者の「心のケア」の必要性を感じているのか

最高裁は、裁判員体験後の心のケアについては、市民の懸念、報道機関の指摘、識者の意見等、社会的要請のもと、必要性を感じての「心のケア」を準備、設定したものと考えられます。ただし、これは裁判員体験者が、守秘義務を守りながら体験後、自身でストレスを抱えることに困難を感じ、生活を円滑に過ごしていけなくなった場合に、の手だてを講じるというものです。したがって、それを利用するのは、心が弱くて裁判員体験に耐えられなかった人と位置づけられるのではないかという虞から、利用に対して心理的な抵抗感が生じることも予測できます。

ACO は裁判員体験後の心のケアのために高い効果が予想される「グループ」を提案しましたが、最高裁では、諸外国でグループを取り入れている国もあることは承知しているが、今のところその方法の採用は考えていないという返答でした。 のケアは、体験者の守秘義務を前提とし、その負担が体験者の忍耐の限度を超えると、専門家が責任を持ってその負担を軽減するという形です。これは情報が外部に漏れないようにすることに最大の注意が払われているのではないかと想定されます。裁判員裁判体験者のための「心のケア」とうたいつつ、裁判所側の組織としての守りの姿勢が現れているとは言えないでしょうか。

(3) 質問— 案の、そのような対応ではなぜ足りないのか

このことに関しては、私たちの体験を少しお伝えしたいと思います。私たち ACO 裁判員裁判プロジェクトチームのスタッフ3名は、裁判所主催の模擬裁判に裁判員として参加しました。2名は3日間の、1名は2日間の模擬裁判体験です。私たちは日ごろクライアントの相談にのったり、カウンセリングをしたり、一般の方よりは深刻な人の悩み話を聞くことに慣れていますが、カウンセリング研修としてグループでの話し合いや、コンセンサスを得る実習も積み重ねてきています。

そういう私たちにとっても、重大な刑事事件の裁判員の体験は、模擬裁判とはいえ、非日常的であり、強いストレスを伴うものでした。肉体的にふらふらになるほどの疲れをおぼえました。生まれて初めて裁判の法廷に立つ緊張感、慣れない法律用語や法廷の進行に躓かずについていく、そして事件を理解し、検討し、自分の意見を述べ、量刑まで3日間で駆け抜ける、一般市民の私たちにとっては大変な作業でした。もちろんそれは意味のある体験であり、新しい裁判員制度に貢献しているという高揚感もありました。しかし一方で、量刑の軽重や事件の理解等について終了後いつまでも迷いが残り、考えたことや思ったことを十分に表現できたかとの悔いを、すぐに払拭できたわけではありません。スタッフの一人は半年を過ぎてやっと裁判員体験が心に定着していった様子を、記述しています。(送付済み、提言別紙資料4-2、参照)

それは裁判員に選ばれて評議、量刑を下す義務と責任を担った人たちが、良心に基づいて決定することに、等しくつきまとう心理的ストレス、負担なのです。そして、このストレスは守秘義務が課せられているという法制上、裁判が終わった後まで長期間継続すると考えられます。したがって裁判に一般市民が参加するシステムを制度として採用し、運用していく場合、裁判員体験後の「心のケア」システムを準備、提供していくことは必須であり、国としての義務でもあります。最高裁が用意している の形態の心のケア以外に、ディブリーフィング(体験を話し合っ、心の安定を図ること)という形の「心のケア」のためのグループワークが必要ではないでしょうか。健全な市民が裁判員体験という責任重大で厳しい体験を義務として行った後では、そこで味わった心の負担の軽減は、希望すれば誰しもが参加することが可能な「アフターケア・グループ」の形態で対処するのが適切で無理が少ないという理由で、その必要性を強調したいと思います。

2 質問—「グループワーク」は希望(アンケート)を取り、希望した者に対してのみ実施するということが

グループワークでの「心のケア」が予め用意されていて(日時、場所、時間を明記)裁判の終了時に情報提供がなされ、その場での希望者の申込み、また後日電話での申し込みも受け付けることを考えています。こうした「心のケア」は、裁判員体験者中希望者のみ利用できることになると思い

ます。

質問—必ずしも一つの事件を担当した裁判員経験者が一つのグループを形成する訳ではないということなのか、となると、一つの事件の評議結果が他の裁判員経験者に明らかにされるといことは当然の前提となるのか

参加には、あらかじめ条件を挙げ、裁判員体験のシェアを第一の目的とすること、個人名、個人が特定されるような情報は述べないこと等、幾つかの枠付けを了解した上で、参加してもらうことになると思います。最大のポイントは、責任の重い重大事件の裁判に関った裁判員体験者という共通の体験を分かち合うことです。法廷での体験がまだ心に収まらないとすればどのようなところか、何が心に重くのしかかっているのか、自分にとってその体験がどのようなものであったかを充分に語ることで、それを深く聴いてくれる仲間がいることに、非常に大きな意味があり、癒しの効果があるのです。

カウンセリングやグループで重要なことは、助言ではなく、聴くことなのです。裁判員体験者の場合、事件内容は異なっても共通の体験（疲れ、緊張、不安、迷い、終了後も引きずっているストレスやショックの後遺症）が多いと考えられ、それらについて、事件内容よりも、その体験のストレスを緩和して、お互い同士を支え合うことが仲間同士が聴くことによって自ずから生じます。

守秘義務の緩和については弁護士会が提案をされていますが、それが法制上認められない間は、守秘義務についての一定の条件を予め提示しておき、「アフターケア・グループ」はそれに同意した人たちを対象に提供することを考えています。

質問—1グループに、1人の臨床心理士、法曹関係者を配置すれば足りるか、医師の必要性は？

グループワークは、「守られた安全な環境」で行われることが重要不可欠です。そのために、最低限2名の専門スタッフが必要です。グループは定員8～10名とし、ファシリテーター（リーダーではなく、グループを促進する役割をもつ）と、コ・ファシリテーターの2名（いずれもグループワークの専門家）を配備するのが望ましいと考えます。法曹関係者1名はオブザーバーの形で参加するのが適切かと思えます。

慣れない裁判という体験について、法曹関係者が専門家として見守り、質問を受けられること等があれば、裁判員体験中の疑問点についても、再度グループにおいて確認することができるのではないのでしょうか。

参加者は、それまで市民生活を円滑に行ってきた裁判員体験者が対象なので、医師の必要はないと思います。グループに参加した様子で、必要を感じた人には医療機関を紹介することができるようにしておくことで足りると考えます。

3 守秘義務を解いて話し合うことについて

質問—守秘義務の解除は必要不可欠の事か

守秘義務の解除は、罰則規定の運用が極端な場合に限るという制度的な保障（たとえば最高裁や検察庁による罰則規定の運用・解釈基準の明確化）があれば、かならずしも必要不可欠ではないかも知れません。これまでの実際に行われた裁判員裁判終了後の裁判員の方々が記者会見で述べら

れているような「体験の感想」で終わるものは、そもそも問題がありません。また前検事総長の但木敬一氏が朝日新聞本年5月3日号で述べられているように、「評議の具体的やりとりを話してはいけない「守秘義務」はありますが、実際に刑事罰が科せられるのは極端な場合に限りられると思います。私はむしろ、評議で自分が考えたことや感じたことなど、経験を大いに伝えてもらえるように期待しています」といった解釈・運用がなされれば、問題が少ないとも言えます。

しかし、裁判員体験者がその体験を語るについては、実際に刑事罰が科されなかったとしても、その危険があることには変わりはありません。たとえ罰則規定運用・解釈の基準の明確化がなされたとしても、裁判員体験者はこの規定の存在に心理的に脅かされることとなります。評議の中での自分の発言がどのように裁判官や他の裁判員に受け取られたか、それによって自分がどのように考え、感じ、傷ついたり混乱したりしたかといった体験を語るうちに、裁判官や裁判員である発言者の同一性や、評議の経過が特定されてしまうことも起こりかねません。つまり、「評議の秘密」にカバーされる「結論への過程」や「裁判員や裁判官がどのような意見を述べたか」に触れたと判断される余地がありそうです。さらに、この体験の吐露が、「裁判員等による秘密漏洩罪」に該当する事実認定や量刑の非難ないし批判を構成するものと認定される危険があります。

従って、一定範囲での「守秘義務」解除等が立法上必要と考えます。

質問—評議を含め一切の項目につき守秘義務を解除しなければならないか

「守秘義務」の対象となる「評議の秘密以外の職務上知り得た秘密」については、その範囲がいまいであることに問題はありますが、最高裁が該当するとして説明するところの「被害者など事件関係者のプライバシー」や「裁判員の名前」などについては、守秘義務の「解除」は必要ないでしょう。先に述べたように、先ず「解除」すべきは「評議の秘密」のうち、「評議の経過」でしょう。「評議」に際しての特定の裁判官ないし裁判員の「意見」や「その多少の数」については、守秘義務の対象とされても止むを得ないと考えます。しかし、裁判官ないし裁判員を特定しないで、評議では事実認定ないし量刑につきこういう意見があり、自分はこう言ったが、こういう経過でこういう結論になった、自分としてはこう考えたのに評議の結果はそうならなかったといったことは、当該裁判員体験者が自己の体験を語り、それによってグループワークにおける種々の積極的效果を得るために不可欠と考えます。この体験の吐露が、「裁判員等による秘密漏洩罪」に該当する事実認定や量刑の非難ないし批判に当たるとされる可能性があり、この点も対処する必要があります。

従って、少なくともこれらの範囲での「守秘義務」解除および「裁判員等による秘密漏洩罪」の適用除外措置が、立法上必要と考えます。

質問—グループ内では話し合われたことは、外部に公表されることもあり得ることを考えているか

グループでの内部での話されたことは、その内容について参加者に守秘義務があつてこそ、安心して話し合いができると考えます。また、グループ参加者には、そのような守秘義務を告げることが一般的です。公表に関しては、終了時のアンケート記入で、それを公開してもいいとの承諾が得られた点に関してだけ、名前を伏して、アンケート内容は法曹三者に情報を戻したり、報道機関に公表することを考えます。

4 質問—グループの組織・運営に関する事務局は裁判所にするということが現時点で無理な場合、何か考えを持っているかどうか

現在特にアイデアがある訳ではありませんが、裁判員体験者のリストが分るのは裁判所、法曹関係機関であろうかと思しますので、裁判所が無理でしたら、弁護士会とか、何らかの法曹関係機関が関与しなければ、不可能であろうかと思します。

質問—どの程度の予算を必要とするものか

場所の確保や、事務局の設置、準備等についての経費を除いて、スタッフへの報酬としては、4時間で、一人30,000円程度が適当と考えています。

5、質問— ACO の提供してきたグループワークとは、どのようなものか

グループワークは、一般市民や、ACO の会員を対象にして、毎週1回2時間のグループを12回シリーズで、春と秋に年2回、15年以上提供

そのバリエーションで、10回シリーズや、8回シリーズというやや短めのグループも開催年数回、または年一回、合宿形式で、1泊2日、とか2泊3日での、グループワークの提供週末や、日曜日企画で、『一日ワークショップ』—グループワーク(全6時間)の提供一回、3~4時間で、テーマを絞り、単発でのグループワークの提供。

最近の企画では、『母と娘』『家族を語る』『ぴったり言葉を見つける』などのテーマを掲げ、一日ワークショップや、数回のグループワークを提供

いずれもグループ参加者は、一般市民で、グループワークの目的は、自己啓発のため—自分を知る、他者を知る、他者とのよりよい人間関係づくりを目指して、や、コンセンサスを得る学習等で、プログラムを設けず自由な話し合いを中心とするグループから、プログラムを組んでそれに沿って学んで行くグループまで、様々です。自由な話し合いが中心のグループ(心理学関係者には、エンカウンターグループと名称されています)は6~10名の参加者数の枠組みで行います。但し、プログラムを組んで行うようなグループ(構成的エンカウンターグループ)は、数十名の参加も可能になります。

そこに参加した多くの方が共通に述べることは、「悩み、問題を持っているのは自分だけではないと分り、安心と勇気をもたらした」、「対等な仲間との関係で、自分の言ったことを、仲間をしっかり聴いて受け取ってもらい、今まで知らなかった喜びを味わった」、「いろんな角度からいろんな人の真剣で生な意見が聞けて、自分の幅が広がり、より物事を深く考え感じるようになった」、「人が好きでなかったが、人を求め人が好きになってきた」、「勇気をもって発言することの収穫を知った」等々です。

以上でご質問への当方の回答を終わりますが、さらにご質問がある場合は、ご遠慮なく当方までご連絡下さい。